

第4号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の旅費に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和59年条例第4号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条、項、号及び表に対応する改正後の欄の条、項、号及び表が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条、項、号及び表を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条、項及び号に対応する改正前の欄の条、項及び号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条、項及び号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その <u>在勤庁</u> を離れて旅行(組合市町を除く。)することをいう。	(用語の意義) 第2条 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その <u>在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(第4条第1項において「出張命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所)</u> を離れて旅行(組合市町を除く。以下この号において同じ。)

(3) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 略

3 出張を命ぜられた者が、その出張を取り消され、若しくは変更され、又は死亡した場合において、当該出張のために既に支給した金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

することをいう。

(3) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(4) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、組合と旅行役務提供契約(旅行者等が組合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを出張者に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第5項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 略

3 前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張命令若しくは出張依頼(以下「出張命令等」という。)を取り消され、若しくは変更され、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該出張のために既に支給した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

4 前各項に規定する場合において、組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支

(出張命令)

第4条 出張は、任命権者又はその委任を受けた者(以下「出張命令権者」という。)の発する出張命令によつて行わなければならない。

2 略

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び死亡手当とする。

4 航空賃は、航空旅行(本州を除く。)について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。

給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(出張命令)

第4条 出張は、出張命令権者の発する出張命令によつて行わなければならない。

2 略

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合には、出張者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 その他の交通費は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、実費額により支給する。

6 宿泊費は、出張中の1夜につき、宿泊に要する費用について、実費額により支給する。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊が一体となつた旅行について、実費額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 渡航雑費は、外国への出張に要する雑費について、実費額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 **旅費は**、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて**旅行し難い**場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第7条 1日の出張において、日当の定額を異にする事由が生じた場合には、**額の多い方の定額**による日当を支給する。

(旅費の請求)

第8条 **旅費の支給を受けようとする者**は、所定の**請求票**に必要な**書類**を添えて、これを当該出張命令権者に提出しなければならない。

(旅費の計算)

第6条 **旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第16条までに規定する種目及び内容に基づき**、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて**出張することが困難な**場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の請求)

第7条 **旅費(概算払に係る旅費を含む。)**の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の**請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。)**に必要な**資料**を添えて、これを当該出張命令権者に提出しなければならない。この場合において、**必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は**

支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後所定の期間内に、当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者(上尾、桶川、伊奈衛生組合会計規則(平成14年規則第6号)第2条第1項第2号の支出命令権者をいう。以下同じ。)は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令権者は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた出張者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料

<p>(鉄道賃)</p>	<p>の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(鉄道賃)</p>
<p>第9条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃(以下この項において「運賃」という。)並びに次に規定する急行料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) 急行料金を徴する線路による出張の場合には、運賃のほか、その乗車に要する急行料金</p> <p>(2) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</p>	<p>第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道及び外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金</p> <p>(3) 寝台料金</p> <p>(4) 座席指定料金</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p>
<p>2 前項第1号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) 特別急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 普通急行列車を運行する線路によ</p>	<p>2 前項第1号に掲げる運賃の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p>

<p>る出張で片道50キロメートル以上のもの</p> <p>3 第1項第2号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(船賃)</p>	<p>(船賃)</p>
<p><u>第10条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>(航空賃)</p>	<p><u>第9条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 寝台料金</p> <p>(3) 座席指定料金</p> <p>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p> <p>(航空賃)</p>
<p><u>第11条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>	<p><u>第10条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限</u></p>

(車賃)

第12条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、ハイヤー、タクシー等については、他の交通機関の線路がない場合に限り、実費額により支給する。

る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)

第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動

第13条 削除

(宿泊料)

第14条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第15条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃及び航空賃のほかに、別に食費を要する場合に限り、支給する。

に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用(宿泊費)

第12条 宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する職務の級が10級以下の者の欄に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から前条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第3に定める額とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当す

	<p>るものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額</p> <p>3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、国家公務員等の旅費支給規程別表第3に定める額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。</p> <p>4 出張者が、出張中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</p> <p>(外国旅行の旅費)</p>
<p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第16条 職員等が外国へ出張する場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料</u>及び死亡手当を支給する。</p> <p>2 前項の鉄道賃、船賃、航空賃及び<u>車賃</u>の額は、<u>現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>3 <u>第1項の日当、宿泊料、食卓料、支度料及び死亡手当の額は、別表第2の定額による。</u></p>	<p>第15条 職員等が外国へ出張する場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費</u>及び死亡手当を支給する。</p> <p>2 前項の鉄道賃、船賃、航空賃及び<u>その他の交通費</u>の額は<u>第8条から第11条までの規定の例によるものとし、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の額は前3条の規定の例によるものとする。</u></p> <p>3 <u>渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その費用は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして次に掲げる費用(公務のため特に必要とするものに限る。)</u>とする。</p> <p>(1) 保険料</p> <p>(2) 医薬品の購入に係る費用</p> <p>(3) 携行品の購入に係る費用</p>

(特別職の職員に随行した場合の旅費)

第17条 職員等が、特別職に属する職員に随行した場合には、日当を除くほか、特別職に属する職員と同一の旅費を支給する。

(旅費の調整)

第18条 出張命令権者は、出張をした職員が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他この条例の規定により支給する旅費が不当に出張の実費を

(4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(5) 前各号に掲げる費用のほか、出張者の負担とすべきでないものとして規則に定める費用

4 死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、930,000円とする。

(特別職の職員に随行した場合の旅費)

第16条 職員等が、特別職に属する職員に随行した場合には、当該職員等に対し、第8条から前条までの規定にかかわらず、随行した特別職に属する職員と同額の旅費を支給する。

(旅費の支給額の上限)

第17条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第12条、第13条及び第15条第3項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第18条 出張命令権者は、出張をした職員が組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定によ

超える 場合においては、その実費を超える部分の旅費について、その全部又は一部を支給しないことができる。

る旅費を支給した場合には不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる 場合においては、その実費を超える部分の旅費 又はその必要としない部分の旅費 を支給しないことができる。

- 2 出張命令権者は、職員等がこの条例の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合には、規則で定めるところにより旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第19条 管理者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第20条 支出命令権者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 出張者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権

者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第19条 略

別表第1(第13条－第15条関係)

日当(1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
県外		
1,700円	13,000円	1,200円

別表第2(第16条関係)

1 日当、宿泊料及び食卓料

日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料 (1夜につき)
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円

備考

1 この表において、「指定都市」、「甲地方」、「乙地方」及び「丙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に規定する指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方をいう。

2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 支度料及び死亡手当

支度料			死亡手当
旅行期間1月未満	旅行期間1月以上3月未満	旅行期間3月以上	
66,030円	80,180円	94,330円	490,000円

備考 職員等が外国へ旅行し、かつ、その死亡地が本邦である場合における死亡手当の額は、死亡地から組合までの往復に要する旅費に相当する額とす

第21条 略

る。	
----	--

第2条 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例（昭和39年条例第7号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項及び表に対応する改正後の欄の項及び表が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項及び表を削る。
- (2) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(旅費)</p> <p>第3条 管理者等が公務のため旅行したときは、<u>旅費として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料</u>を支給する。</p>	<p>(旅費)</p> <p>第3条 管理者等が公務のため旅行したときは、<u>一般職の例により旅費</u>を支給する。</p>
<p>2 <u>前項の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、現に支払った旅客運賃とし、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第1に定めるとおり</u>とする。</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旅費は、当該各号に定める額を支給できるもの</u>とする。</p> <p>(1) 鉄道賃 特別車両料金</p> <p>(2) 船賃 特別船室料金</p> <p>(3) 宿泊費 国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する指定職職員等の欄に定める額</p>
<p>3 <u>管理者等が公務のため外国へ旅行する場合においては、旅費として第1項に定めるもののほか、支度料及び死亡手当を支給する。</u></p>	<p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び航空賃の運賃の上限は、外国旅行の場合であつて、運賃の等級が区分された鉄道、船舶又は航空機により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道、船舶又は航空機により移動する場</u></p>

合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

4 前項に規定する旅費のうち日当、宿泊料、食卓料、支度料及び死亡手当の額は、第2項の規定にかかわらず、別表第2に定めるとおりとする。

5 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の旅費に関する条例(昭和59年条例第4号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第14条第2項、第15条第2項及び第18条の規定は、管理者等の旅費について準用する。この場合において、同条例第2条及び第3条中「職員」とあるのは「管理者等」と、同条例第3条第1項中「出張を命ぜられた場合」とあるのは「出張した場合」と、同条例第18条「出張命令権者は、出張をした職員」とあるのは「管理者等」と読み替えるものとする。

別表第1(第3条関係)

日当(1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
県外		
2,000円	15,000円	1,200円

別表第2(第3条関係)

1 日当、宿泊料及び食卓料

日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料 (1夜につき)
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円

備考

- この表において、「指定都市」、「甲地方」、「乙地方」及び「丙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に規定する指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方をいう。
- 船舶又は航空機による旅行(外国を

出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 支度料及び死亡手当

支度料			死亡手当
旅行期間1月未満	旅行期間1月以上3月未満	旅行期間3月以上	
86,240円	104,720円	123,200円	640,000円

備考 管理者等が外国へ旅行し、かつ、その死亡地が本邦である場合における死亡手当の額は、死亡地から組合までの往復に要する旅費に相当する額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の旅費に関する条例及び第2条の規定による改正後の上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

令和8年2月13日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典

提 案 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正を踏まえ、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。